

# 道路に電線等を設置する場合の取扱いについて

H18.3 道路保全室

区域内電柱	電線	電力会社	認定電気通信事業者		その他の事業者
			H9改正前NCC	H9改正後NCC	
自 — 自	新設	無料 6(2)ア(ア)	無料 6(2)ア(ア)	原則単独柱は認めない (有料：6(2)イ)	
	既設	無料 6(2)ア(イ) 援用	無料 6(2)ア(イ) 援用	原則単独柱は認めない (有料：6(2)イ)	
	増設	無料 6(2)ア(イ)	無料 6(2)ア(イ)	原則単独柱は認めない (有料：6(2)イ)	
自 — 他	新設	無料 6(2)ア(ア)	無料 6(2)ア(ア)	原則単独柱は認めない (有料：6(2)イ)	
	既設	無料 6(2)ア(イ) 援用	無料 6(2)ア(イ) 援用	原則単独柱は認めない (有料：6(2)イ)	
	増設	無料 6(2)ア(イ)	無料 6(2)ア(イ)	原則単独柱は認めない (有料：6(2)イ)	
他 — 他	新設	有料 6(2)ア(ウ)	有料 6(2)ア(ウ)	有料 6(2)イ	
	増設	無料 6(2)ア(エ) a	有料 6(2)ア(エ) b	有料 6(2)イ	
自 — 両	新設	無料 6(2)ア(ア)	無料 6(2)ア(ア)	原則単独柱は認めない (有料：6(2)イ)	
	既設	無料 6(2)ア(イ) 援用	無料 6(2)ア(イ) 援用	原則単独柱は認めない (有料：6(2)イ)	
	増設	無料 6(2)ア(イ)	無料 6(2)ア(イ)	原則単独柱は認めない (有料：6(2)イ)	
他 — 自	新設	有料 6(2)ア(ウ)	有料 6(2)ア(ウ)	有料 6(2)イ	
	既設	有料 6(2)ア(ウ)	有料 6(2)ア(ウ)	有料 6(2)イ	
	増設	無料 6(2)ア(エ) a	有料 6(2)ア(エ) b	有料 6(2)イ	
他 — 他	新設	有料 6(2)ア(ウ)	有料 6(2)ア(ウ)	有料 6(2)イ	
	増設	無料 6(2)ア(エ) a	有料 6(2)ア(エ) b	有料 6(2)イ	
両 — 両	新設	無料 6(2)オ	無料 6(2)オ	有料 6(2)イ	
	増設	無料 6(2)オ	無料 6(2)オ	有料 6(2)イ	

注

- ・ 自：自社柱に架設する場合
- ・ 他：他社柱に共架する場合
- ・ 両：自社柱又は他社柱に設置する場合
- ・ H9改正前：平成9年電気通信事業法の改正
- ・ NCC：旧第一種電気通信事業者，平成15年の電気通信事業法の改正により認定電気通信事業者
- ・ その他の事業者：有線テレビジョン放送事業者，有線音楽放送事業者等
- ・ 無料・有料下段の記載は，「広島県道路占用料徴収条例の一部改正について」（平成9年3月31日付け通知）の該当条項

- ※ 電柱の新設・既設については，エクセルファイルのコメントを参照してください
- ※ 引込み電線等については電気事業者，認定電気通信事業者は無料
- ※ 引込み電線等の範囲については「各戸への引込み電線の取扱いについて」（平成17年3月23日付け通知）を参照のこと